

奈良先端科学技術大学院大学学位規程

平成16年4月1日
規程第 19 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第44条第3項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、修士及び博士とする。
2 学位には、専攻分野の名称として、理学、工学又はバイオサイエンスのいずれかを付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学の博士前期課程を修了した者に授与する。
2 博士の学位は、本学の博士後期課程を修了した者に授与する。
3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

(学位論文の提出等)

第4条 本学研究科の博士前期課程を修了しようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文を添えて、研究科長に提出し、試験を受けるものとする。
2 特定の課題についての研究の成果を、前項の修士論文に代えることができる。
3 本学研究科の博士後期課程を修了しようとする者は、所定の学位論文審査願に博士論文、論文目録、論文の内容の要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出し、試験を受けるものとする。
4 前条第3項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位論文審査手数料を添え、学位に付記する専攻分野を指定して学長に提出するものとする。
5 学位論文審査手数料は、57,000円とする。
6 学長は、第4項の学位申請書を受理したときは、研究科長に回付するものとする。
7 提出した学位論文等及び納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位論文)

第5条 学位論文は、1編とし、修士論文は1通、博士論文は3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科長は、学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本その他必要な資料の提出を求めることができる。

(試験及び学力の確認)

第6条 試験は、学位論文に関連のある専門分野について、筆記又は口述により行うものとする。

2 第3条第3項に規定する学力の確認は、博士論文に関連のある科目及び外国語について、筆記又は口述により行うものとする。

(審査委員会)

第7条 教授会は、論文の審査、試験及び学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2 前項の審査委員会は、研究科及び学内共同教育研究施設の教員のうちから3人以上で構成する。この場合において、少なくとも教授2人又は教授1人及び教授会において認められた准教授1人を構成員としなければならない。

3 審査委員会に主査を置く。

4 教授会において審査のため必要があると認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

5 第4条第4項の規定により提出のあった者の論文の審査及び学力の確認は、博士論文が提出された日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第8条 修士の学位に係る審査委員会は、論文の審査及び試験が終了したときは、直ちに、学位を授与できるか否かの意見を教授会に文書で報告しなければならない。

2 博士の学位に係る審査委員会は、論文の審査及び試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに、次の各号に定める書類に、学位を授与できるか否かの意見を添え、教授会に文書で報告しなければならない。

(1) 第4条第3項の規定による提出 論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨

(2) 第4条第4項の規定による提出 論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨

(学位授与の審議)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて、学位の授与について審議する。

(審議結果の報告)

第10条 研究科長は、教授会の審議結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与できると決定した者に学位記を授与する。

2 学位記の様式は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号までのとおりとする。

3 学長は、学位を授与できないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文の要旨等の公表等)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学を通じて、インターネットの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第14条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議を経て、学位授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の学位規程（以下「新学位規程」という。）第12条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規程第13条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年度以前に入学した学生については、第7条第2項の規定を除き、改正後の奈良先端科学技術大学院大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

